

青少年育成埼玉県民会議表彰要綱

第1 趣 旨

この要綱は、地域において青少年活動に積極的に努力している模範的な青少年団体、グループ及び青少年育成に顕著な功績のあった個人若しくは団体を表彰して、その活動を広く紹介することによって、これらの活動をさらに奨励し、青少年の健全な育成を促すことを目的とする。

第2 表彰の方法

表彰は、青少年育成埼玉県民会議会長が表彰状に記念品を添えて行う。

第3 表彰の対象及び基準

この表彰の対象は、団体及び個人で次の基準に該当するものについて行う。

1 優良青少年団体賞

県内で活動する団体及びグループで、構成員の大半がおおむね30歳未満の青少年で構成され、他の青少年団体・グループの模範となる自己活動並びに奉仕活動を長年にわたり常時または定期的に続けている団体若しくはグループ

2 青少年育成功労賞（個人）

県内に居住または勤務する個人で、次のいずれかの活動に貢献し、青少年活動を長年にわたり続けている者

- (1) 青少年団体・グループの組織づくりとその育成指導活動
- (2) 青少年育成市町村民会議、青少年を守る会等の青少年育成団体・グループの結成と運営活動
- (3) 心身ともにたくましい青少年の育成を目的としたスポーツ、レクリエーション等奨励活動
- (4) 優良な図書、映画等の普及活動
- (5) 有害図書の追放等、地域環境の浄化活動及びよりよい環境づくり活動
- (6) 健全な家庭づくりのための「家庭の日」の普及・浸透活動
- (7) その他、青少年の保護、育成又は指導に成果をあげ、貢献したもの

3 青少年育成功労賞（団体）

県内で活動する団体・グループで、次のいずれかの青少年育成活動に貢献し、他の団体・グループの模範となる活動を長年にわたり常時または定期的に続けている団体若しくはグループ

- (1) 青少年団体・グループの育成指導に貢献した活動
- (2) 青少年育成市町村民会議、青少年を守る会等の団体で活発な青少年育成に貢献した活動
- (3) 心身ともにたくましい青少年の育成を目的としたスポーツ、レクリエーション等奨励活動

- (4) 優良な図書、映画等の普及活動
- (5) 有害図書の追放等、地域環境の浄化活動及びよりよい環境づくり活動
- (6) 健全な家庭づくりのための「家庭の日」の普及・浸透活動
- (7) その他、青少年の保護、育成又は指導に成果をあげ、貢献した活動

第4 表彰候補者の推薦及び手続

(1) 表彰候補者の推薦

各市町村長、各青少年団体の代表者、各関係機関の長は、第3表彰の対象及び基準に該当し、表彰することが適当と認められるものがあるときは青少年育成埼玉県民会議会長に推薦することができる。

(2) 提出書類

推薦は、優良青少年団体賞については、別紙様式第1により、青少年育成功労者（団体）については別紙様式第2により、青少年育成功労者（個人）については別紙様式第3により行うものとする。

(3) 提出時期及び提出部数

提出書類の提出期限及び提出部数については、その都度通知するものとする。

第5 表彰の時期

表彰は毎年1回行う。ただし、特に必要がある場合は、随時に行うことができる。

第6 受賞者の決定

- (1) 表彰者の決定は、青少年育成埼玉県民会議において選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会は、理事会をもって充てる。

第7 その他

- (1) 公務員で職務としての功績をもって推薦されたものは、表彰の対象から除外する。
- (2) 過去において、県民会議の表彰を受けたものは、表彰対象から除外する。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。